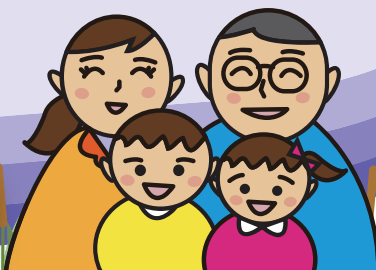


猪名川・藻川

河川保全利用委員会通信



猪名川・藻川での 「川らしい利用」へ 向けた取り組みについて

— 川らしい利用を具体的にしていく
ための行政のとりのくみ —

猪名川・藻川河川保全利用委員会とは・・・

猪名川・藻川の河川敷は公園やグラウンドとして市民の憩いの場となっている一方で、本来の川のあるべき姿が失われつつあります。これからは、自然環境・地域性に配慮し、「川らしい利用」という観点から、その望ましいあり方についての深い議論が必要です。

「猪名川・藻川河川保全利用委員会」は「淀川水系河川整備計画」に基づき設置され、「川らしい利用」のあり方について皆さんと一緒に考えていく委員会です。

委員会は学識経験者等で構成され、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所の管理区間を対象として、河川敷での公園利用を河川管理者が許可するにあたって、河川の環境面にも配慮した保全利用の観点から意見を述べます。

現地視察を行いました

平成26年12月24日に今年度審議対象案件となる6箇所の占用地を現地視察いたしました。各占用案件における占用施設の位置、施設規模、利用形態、周辺の自然環境、水際部の状況、環境保全への配慮等について現地の状況を確認いたしました。



緑地公園（尼崎市）



伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）



下加茂公園（川西市）

平成26年度

第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会を開催しました

詳しくはこちら



猪名川 河川保全利用 報告

検索

開催概要

日時 平成27年1月29日(木) 9:30~12:00

場所 猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 委員3名、オブザーバー(関係行政機関)16名、
河川管理者4名、一般傍聴者0名

議事内容 報告事項

- (1) 平成26年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会報告
- (2) 平成26年度第1回審議案件の許可更新に関する報告
- (3) 委員による現地視察報告



審議事項

- (1) 個別占用案件の審議
- (2) 個別占用案件の中間報告

委員会での意見

報告案件3件と中間報告案件3件について審議を行いました。

【個別占用案件の審議】

■緑地広場（尼崎市）

- 外来種が除去されており、適切に管理されている。
- 植栽の手入れについては、市役所内の関係部局と連携して取り組まれない。
- 特に桜が弱っているため、丁寧な枝払いを行う等、手当を願う。

■下加茂公園（川西市）

- 外来種を全部駆除することは無理であるが、トウネズミモチの様な、繁殖力の強い、問題となる外来種の管理には細心の注意を払って頂きたい。
- 問題となる外来種については国や県等のリストを参照頂きたい。

■猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

- 市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討頂きたい。
- 刈草の処理を適切に行うこと。

【個別占用案件の中間報告】

■猪名川緑地（池田市）

- 運動施設は残しつつも、その周辺の環境整備をお願いしたい。
- 環境学習については公園管理担当課だけではなく、市全体としての取り組みを、お願いしたい。

■第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

- 安全に川を楽しむ場として、引き続き適切な管理をお願いしたい。
- 環境学習に好適な場所であるので、環境学習を行う場としての一層の利用が望ましい。

■伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

- 市の施設として環境学習の機会を設ける等の工夫を検討頂きたい。

【発行】 猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 大阪府池田市上池田2-2-39

TEL:072-751-1111 FAX:072-751-1723 URL <http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/>

